3　支払備金戻入額						
4　責任準備金戻入額						
5　資産運用収益						
6　その他経常収益						
7　保険金・年金						
8　解約返戻金						
9　その他返戻金						
10　再保険料						
11　支払備金繰入額						
12　責任準備金繰入額						
13　資産運用費用						
14　事業費						
15　その他経常費用						
16　準用保険業法第113条繰延額（△）						
17　粗経常損益						
18　契約者配当準備金戻入額						
19　契約者配当準備金繰入額						
20　経常損益						
21　契約者配当還元率（%）						

（記載上の注意）

1　短期保険及び長期保険の双方の引受けを行う場合にのみ記載すること。

2　この様式に掲げる項目のうち該当しないものがあるときは、その表示を省略することができる。

3　「準用保険業法第113条繰延額」とは、改正法附則第４条第１項及び第２項において読み替えて準用する法第113条前段の規定により資産の部に計上した事業費等の金額をいう。

4　「粗経常損益」とは、上表の１から６までの合計額から同表の７から16までの合計額を控除して得た金額をいう。

5　「経常損益」とは、粗経常損益の額と契約者配当準備金戻入額の合計額から契約者配当準備金繰入額を控除して得た金額をいう。

6　「契約者配当還元率」とは、契約者配当準備金繰入額から契約者配当準備金戻入額を控除して得た額を粗経常損益の額で除して得た率をいう。

別紙様式第３号（第103条関係）

表　　面

第　　号

身　　分　　証　　明　　書

下記の者は、保険業法等の一部を改正する法律附則第４条第１項において読み替えて準用する保険業法第272条の23（保険業法等の一部を改正する法律附則第４条第17項において読み替えて準用する保険業法第179条第２項において準用する場合を含む。）の規定による検査をする職員であることを証明する。

写　　真

所　　属

官　　職

氏　　名

所属長印

年　　月　　日生

年　　月　　日交付

裏　　面

保険業法等の一部を改正する法律等抜すい

○保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号）附則

（認可特定保険業者等に対する新保険業法の規定の準用）

第４条　新保険業法～（中略）～第272条の23～（中略）～の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、認可特定保険業者について準用する。（以下略）

２～22　（略）

○保険業法（平成７年法律第105号）

（立入検査）

第272条の23　内閣総理大臣は、少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、少額短期保険業者の営業所、事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　内閣総理大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、少額短期保険業者の子法人等若しくは当該少額短期保険業者から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該少額短期保険業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3　少額短期保険業者の子法人等又は当該少額短期保険業者から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による質問及び検査を拒むことができる。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ７とする。